

きりばたけ

通信

61号

令和3年4月号（年4回）
札幌司法書士会 会長 後藤力哉
編集担当責任者 番井菊世
<https://sihosyosi.or.jp/>
〒060-0042
札幌市中央区大通西13丁目4番地
電話 011-281-3505
FAX 011-261-0115



大きく世の中が動いた令和2年度が終わりました。多くのことが変化しましたが、「ハンコ」もその1つです。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、職場におけるテレワークや時差出勤が推奨される中、わざわざハンコを押すためだけに出勤しなければならないというルールがその障壁となったことから見直され、それは行政手続きにも及びました。河野太郎行政改革担当大臣は、行政手続きにつき、どうしても押印が必要な場合以外は原則押印を廃止にするよう要請しました。今回は、私たち司法書士が取り扱うことの多い、相続手続きとハンコの関係について紹介します。

相続の手続きと ハンコの役割

ハンコ社会を見直そうという動きが加速しているね。

色々な手続きのときに、今までには必要だったハンコがいらぬという場面が増えたね。

でも、司法書士の仕事ではまだまだハンコが重要な役割をもつよね。今回はその中でも「相続」のときのハンコの必要性について教えてね。

亡くなった人の財産を相続人に引き継ぐ手続きのときに、ハンコが必須という手続きは多いね。

必ず必要になるわけじゃないの？

手続きの内容ごとに違うけど、土地建物や預貯金に関する手続きのときは必ずとっていいかな。

いわゆる「実印」が必要になるの？認め印じゃダメなの？

預貯金の場合は、その金融機関が、相続人全員の実印の押印と印鑑証明書を求めるケースが多いね。

相続人全員か。なかなか大変だね。

ただし、金融機関によって、金額が少ない場合など簡易な手続きができるところもあり、確認が必要だね。

その金融機関次第ってことか。土地や建物は？

じゃあ、司法書士の本業ともいえる、不動産の登記手続きに絞って説明するね。

少し乱暴にいうと、相続人全員のハンコは**必須**で、その土地や建物をもらう人は認印でもいいけれど、もらわない人は「実印」と印鑑証明書が必要になるよ。



サインじゃダメなの？

残念ながらダメ。



ハンコを押せない人がいたらどうするの？

ハンコを押せない理由が

- ① 相続人の間で争いがある
→ 調停などで解決しないとならない
- ② 認知症など判断能力の低下
→ 成年後見制度の利用が必要
- ③ 行方不明
→ 不在者財産管理人など裁判所の手続きが必要
- ④ 海外にいる
→ その国の大使館などでサイン証明発行の手続きなどが必要など、理由に応じて手続きが必要だよ。



省略したり、勝手に押しちゃったりすることは・・・

ダメ。ゼッタイ。



何か便利になった点はないの？

マイナンバーカードをもっていると、印鑑証明書がコンビニでとれる自治体が増えたよ。



印鑑証明書をとりに役所に行くのが大変な人には朗報だね。

他にも、ハンコを押すかわりに、マイナンバーカードを使って「電子署名」という方法もあるんだけど、なかなか普及していないんだ。



どうして？

電子署名をする方も、その電子署名を確認する方も、コンピュータ上の環境の整備が必要で、紙にハンコを押すよりも、現状では手間がかかるからだと思うよ。



まだまだ相続のときは紙にハンコを押す必要があるんだね。何か例外はないの？

相続の手続きでいえば、「遺言書」があれば、相続人全員の実印はいらない場合があるよ。でも、「遺言書」には、ハンコが必要だけどね。



きりばたけの得意なテーマ「遺言書」だね。

社会の変化は激しいので、今後どう変わるかわからないけれど、適宜お伝えしていきますね。

